

相続連載シリーズ

63

弁護士 市場 輝

相続財産 Q & A

相続財産といってもたくさんの種類がありますが、中には相続財産に含まれるのか迷うものもあるかもしれません。そこで、今回は相続財産の範囲に関するご相談についてQ & A形式でお届けいたします。

Q 父が亡くなったので、相続人である私と母、兄、弟の4人で遺産分割の話し合いをすることになりました。父の土地建物や預貯金などのプラスの財産だけでなく、借入金などのマイナスの財産も相続財産に含まれることはわかるのですが、話し合いの中で、いくつか相続財産なのか分からないものがありましたのでご相談にきました。

まず、父が亡くなった後、父の勤務先から死亡退職金が支給されたのですが、これは相続財産に含まれますか。

A 死亡退職金の支給規定の有無や支給慣行によります。

死亡退職金の支給規定などで受取人を定めている場合には、受取人の固有財産として相続財産には含まれません。支給規定がない場合にはこれまでの支給慣行により判断されることになります。

Q 死亡退職金の他に、遺族給付も支給されるということですが、相続財産に含まれますか。

A 含まれません。

遺族給付も受取人である遺族の生活保障のために支給されて、受取人の固有財産となるからです。

Q 父の生命保険金は相続財産に含まれますか。

A 保険金受取人がどのように指定されているかによります。

保険金受取人がお父様である場合、相続

財産に含まれるというのが通説的な考えです。保険金受取人がお父様以外の方に指定されていた場合、その指定された受取人の固有財産となりますので、相続財産には含まれません。

Q 父の葬式で香典をいただいたのですが、香典は相続財産に含まれますか。

A 含まれません。

香典は、お父様が亡くなった後に喪主や遺族への贈与として慣習上交付されるものだからです。香典は、葬儀費用に充てられることが多いと思いますが、その用途については香典を受け取った喪主や遺族で話し合うことが多いと思います。

Q 位牌や仏壇などの祭具、墓地や墓石は相続の対象になりますか。

A 相続の対象にはなりません。

これらは祭祀承継者が承継すると民法で定められているからです。祭祀承継者とは慣習に従って祖先の祭祀を承継すべき者をいいます。

Q 父の遺骨が相続の対象にならないのは、なんとなくわかるのですが、誰が管理すればよろしいでしょうか。

A 慣習に従って祭祀承継者が管理すべきであると考えられます。

祭祀承継者は被相続人の指定、慣習で定められますが、指定がなければ家庭裁判所が祭祀承継者を決めることになります。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。